

【聖隸グループ奨学金の返還手続きについて】

対象：奨学金受給者

※就職内定者奨学金（聖隸三方原病院・聖隸浜松病院）のみの受給者も手続きが必要です。

1. 卒業・修了時の手続きについて

《全員すること》

2月4日(水)までに 「返還誓約書（一般奨学金）」登録フォーム の送信



今年度から紙面での提出でなく、ダイレクトクラウド(WEB上)で提出することとなりました。聖隸福祉事業団から学生本人・連帯保証人①・連帯保証人②の方にメールを通じて誓約書承諾確認の連絡を取る流れとなるため、連帯保証人2名の方に個人情報の提供(氏名・住所・電話番号・メールアドレス)について承諾をいただいた上で、フォームに必要情報をご入力ください。

※4月に進学予定の方や卒業延期予定の方も全員入力してください。

《連帯保証人2名について》

連帯保証人は、奨学生本人と連帯して返還の責務を負います。

本人が万が一、返還できなくなった場合に本人に代わり返還可能な方としてください。

1人目：原則として父母 父母がいない場合は、兄弟姉妹・おじ・おば等

2人目：原則として4親等以内の親族 (父母を除く兄弟姉妹・おじ・おば・いとこのうちで、1人の連帯保証人とは「別生計」の方)

※未成年者、収入資産がなく保証能力のない方は認められません。

※他に該当者がいない等やむを得ない場合を除き、「65歳未満の方」をご登録ください。

《進学・卒業延期のため2026年4月に就職しない方》

「返還猶予申請書」(様式はホームページからダウンロード)を記入し、

2026年2月17日(火)までに学生サービスセンターへ提出(郵送可・必着)。

提出期日までに合否未定の場合は、結果判明後直ちにキャリア支援センターおよび施設・病院総務課に報告後、学生サービスセンターへ提出してください。

2. 返還について

(1) 返還額：奨学金として受給した金額の合計になります。

※聖隸福祉事業団施設(病院)に勤務する特別奨学生については、業務従事期間(月数)が特別奨学生として認められた期間(月数)を超えたときは、その貸与総額が免除になります。(規則：第16条)

※「一般奨学生」と「特別奨学生」の両方の期間がある方はこちらの資料を確認

(2) 期間：返還期間は貸与を受けた月数の2倍の月数以内です。

※就職後、当該施設・病院総務課と個別相談して返還計画を作成することになります。

(3) 方法：給与天引き (2026年4月分給与から開始)

◆卒業後の問い合わせ窓口

《就職後》就職施設・病院総務課

《進学後》(1)本学大学院・助産学専攻科…学生サービスセンター

(2)他大学等…就職予定施設・病院総務課

※ここに記載のない事項については、奨学金貸与規則をお読みください。

不明な点、相談等は学生サービスセンターへお問い合わせください。

電話：053-436-1125 E-mail：service@seirei.ac.jp